

案

高知市地域生活支援拠点

令和3年 月

高知市健康福祉部障がい福祉課
高知市自立支援協議会

も く じ

- 1 地域生活支援拠点の概要・・・・・・・・・・ 3 ページ
- 2 高知市の現状・・・・・・・・・・・・・・ 4 ページ
- 3 高知市の地域生活支援拠点・・・・・・・・・・ 6 ページ
- 4 地域生活支援拠点整備の進捗管理・・・・ 9 ページ

1 地域生活支援拠点の概要

(1) 地域生活支援拠点とは

地域生活支援拠点（以下「拠点」という。）の整備の目的は、障害児者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、居住支援のための機能（相談、緊急時の受け入れ・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくり）を、地域の実情に応じた創意工夫により整備し、障害児者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築することとされ、市町村または障害保健福祉圏域内で整備する必要があります。

拠点等の機能強化を図るため、国では5つの機能を集約し、共同生活援助（以下「グループホーム」という。）や障害者支援施設等に付加した「多機能拠点整備型」や地域における複数の機関が分担して機能を担う「面的整備型」を整備類型として示していますが、これらにとらわれず、地域の実情に応じた整備を行って構わないとされています。

(2) 拠点整備に必要な5つの機能

①相談・・・相談

基幹相談支援センター、委託相談支援事業、特定相談支援事業とともに地域定着支援を活用してコーディネーターを配置し、緊急時の支援が見込めない世帯を事前に把握・登録した上で、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に必要なサービスのコーディネートや相談その他必要な支援を行う機能

②緊急時の受け入れ・対応・・・緊急時

短期入所を活用した常時の緊急受入体制等を確保した上で、介護者の急病や障害者の状態変化等の緊急時の受け入れや医療機関への連絡等の必要な対応を行う機能

③体験の機会・場・・・体験

地域移行支援や親元からの自立等に当たって、共同生活援助等の障害福祉サービスの利用や一人暮らしの体験の機会・場を提供する機能

④専門的人材の確保・養成・・・専門性

医療的ケアが必要な者や行動障害を有する者、高齢化に伴い重度化した障害者に対し、専門的な対応を行うことができる体制の確保や、専門的な対応ができる人材の養成を行う機能

⑤地域の体制づくり・・・体制づくり

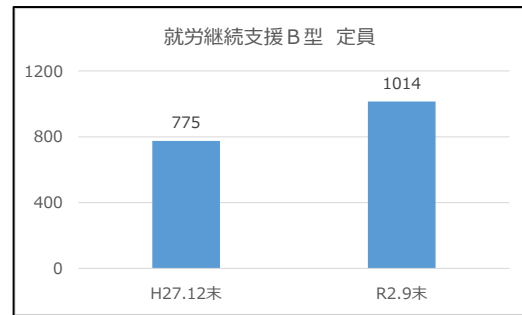
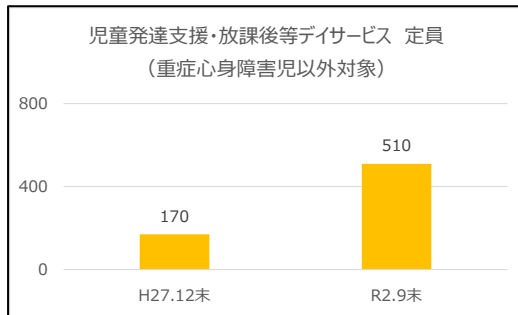
基幹相談支援センター、委託相談支援事業、特定相談支援、一般相談支援等を活用してコーディネーターを配置し、地域の様々なニーズに対応できるサービス提供体制の確保や、地域の社会資源の連携体制の構築等を行う機能

2 高知市の現状

本市は、高知県の県庁所在地で人口約33万人を有し、中核市に指定されています。これにより、指定障害福祉サービス等事業所の指定権限が都道府県より移譲されているため、都道府県事務である事業所の指定や実地検査、市町村事務である障害福祉サービス等の支給決定や給付費の支給等、住民サービスを一体的に実施している特徴があります。

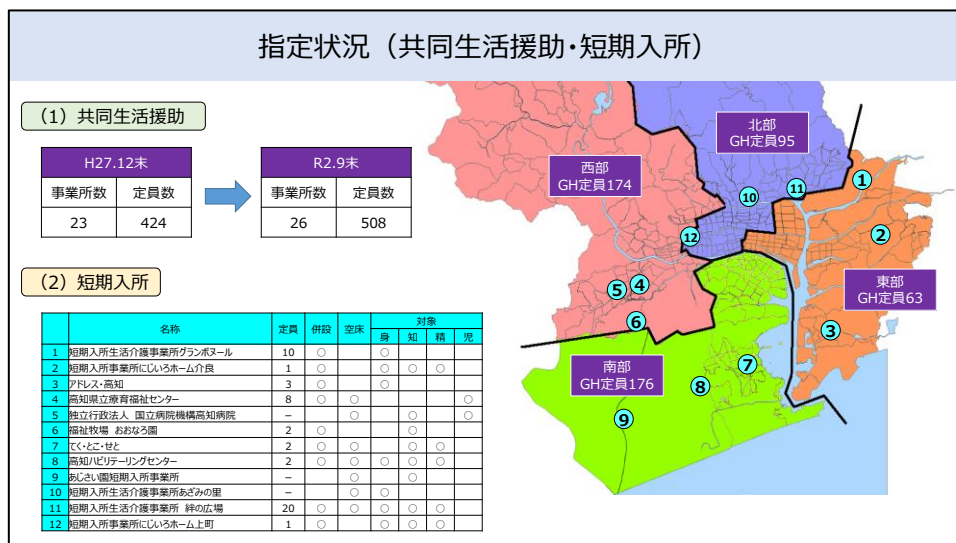
(1) 通所サービス

障害者の地域生活を支えるサービスは、放課後等デイサービスや就労継続支援B型などでは多くの指定事業所が参入し、定員も増加しています。一方、重度の障害児者を支える通所サービスや短期入所において定員は横ばいで、様々なニーズに対応できない現状もあります。



(2) グループホーム

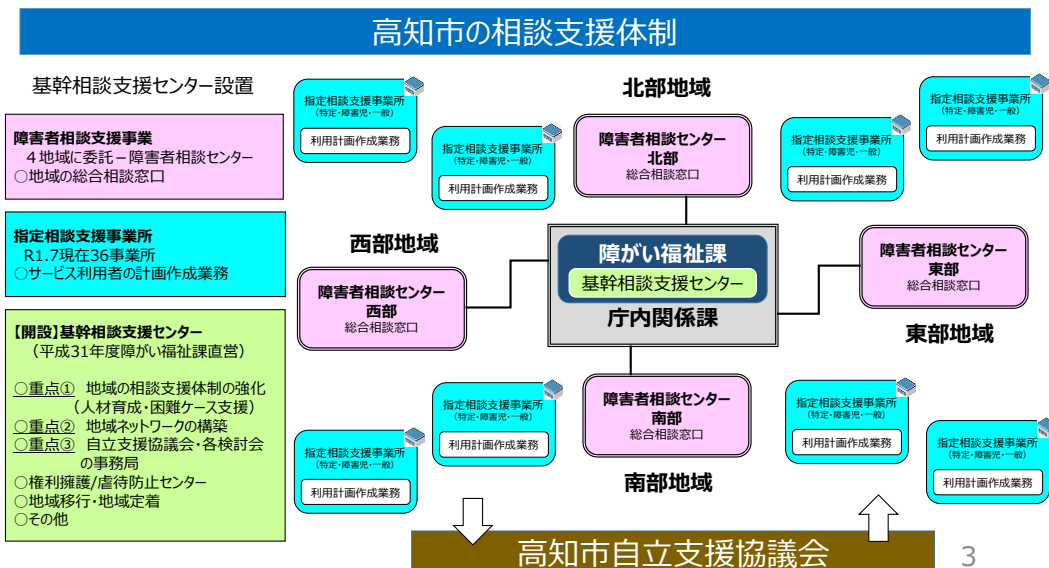
グループホームについては、この拠点の趣旨からも必要性の高いサービスと認識しています。夜間の支援体制が必要なケースや重度化したケースの受け入れについて強みのある日中サービス支援型共同生活援助事業所を2か所（定員合計39名）指定しました。従来型のグループホームと合わせ、多様なニーズに対応した事業所をバランスよく整備していくことが求められます。



(3) 相談支援

相談支援体制においては、障害者相談センター、指定相談支援事業所、基幹相談支援センターの3層の相談支援体制が整い、各機関が協働し、他の関係機関と連携を図りながら相談支援業務を実施しています。

<p>障害者相談センター（4か所）</p> <p>障害のある人の地域の総合相談窓口として、平成27年度から市内東西南北4か所に設置。本市が市内法人に委託。障害者相談センター・東部・西部・南部・北部。</p>
<p>指定相談支援事業所（37事業所）</p> <p>サービス利用者のケアマネジメントを実施する機関。利用者に対しサービス等利用計画を作成し、きめ細やかな相談支援を行っている。</p>
<p>基幹相談支援センター（1か所）</p> <p>地域における相談支援の中核機関として位置付けられた機関。本市では平成31年4月に障がい福祉課内に直営でセンターを開設。</p>



3 高知市の地域生活支援拠点

(1) 高知市自立支援協議会

高知市自立支援協議会（以下「協議会」という。）は、13名の委員から構成される市条例に基づき協議を行う場です。本市では、拠点の整備について平成27年度から検討を始めました。協議会では、先に述べた5つの機能について、本市の強みと弱みを共有し、本市の実情に合わせ、かつ障害のある人の地域生活を支える拠点について、各委員から様々な提言を受けました。

また、協議会には相談支援検討会と就労検討会の2つの部会を設けています。検討会では、各分野における地域課題の把握を行い、その課題に対する解決に向け、研修会や情報集の発信、関係機関間の協議の場を設けるなど、継続した取り組みを実施しています。さらに、検討会には協議会委員に参画していただき、各取り組みの連続性を担保するよう工夫しています。

(2) 基本方針

本市では障害のある人のニーズも多様で対象者も多いため、特定の施設を拠点指定（多機能拠点整備型）するのではなく、地域の様々な社会資源が効果的に機能し、協議会を中心にその機能を充実させていく（面的整備型）ことを拠点整備の基本方針とします。

また本市の障害者支援における基本計画である高知市障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画（以下「障害者計画」という。）と整合性を図り、より計画的に整備を進めていくこととします。

(3) 整備類型、整備時期

拠点の整備類型は「面的整備型」、整備時期は「令和3年 月」とします。

(4) 拠点の機能

平成30年度から令和2年度を計画期間とする障害者計画においては、「相談」を中心とした拠点を整備し、令和3年度から令和5年度を計画期間とする次期障害者計画においては、「相談」以外の機能の整備に努め、面的整備を充実させていくこととします。ここでは「1 地域生活支援拠点の概要」（3ページ参照）で示した5つの機能別に次期障害者計画における拠点整備の方向性を示します。

この5つの機能は相互に補完する意味合いがあります。例えば、④の専門性が向上すれば、③の体験の機会がより充実し、指定事業所の増加が期待されます。また、①の相談体制が充実すれば、⑤の体制づくりがおのずと構築されるなどです。したがって、これらの機能が地域の中でどのように推進されているか、協議会を中心に協議を継続していくことが重要と考えられます。

①相談

今回の計画期間において、2（3）で述べた（5ページ参照）3層の相談支援体制が整備されたことから、今後も質の向上に取り組み、個別ケース支援から地域課題を抽出し検討するプロセスを継続していきます。基幹相談支援センターが中心となり、協議会や各検討会の事務局を担い、拠点機能の充実に向けて取り組みます。

②緊急時

短期入所事業所の指定状況は横ばいであり、短期入所の支給決定を受けている人の利用割合は35%となっています。緊急時のみでなく、平時から体験的に短期入所に慣れていただくよう、指定相談支援事業所に働きかける一方、受け皿となる事業所の指定を促すよう、社会福祉施設等施設整備補助金を活用していきます。

日中サービス支援型共同生活援助は、短期入所の併設が必須であることから、③体験の機能と合わせ、現在の2か所から増加を図ります。

③体験

特に整備が困難な重症心身障害/医療的ケア/強度行動障害を有する人の通所サービスについて、社会福祉施設等施設整備補助金を活用し、拠点整備を促進します。

児童発達支援や放課後等デイサービス、就労継続支援B型については、定員の増加が今後も見込まれます。

④専門性

高知県においては、相談支援従事者やサービス管理責任者、児童発達支援管理責任者の研修や、強度行動障害、医療的ケア等の障害別の研修を実施しています。これらは事業所の人員配置や報酬の加算にとって必要な研修となっており、本市としても研修受講を推奨していきます。また、基幹相談支援センターについても、専門職の配置を維持し、職員研修の実施や相談支援専門員の有資格者を増やすなど、専門性の向上に取り組みます。

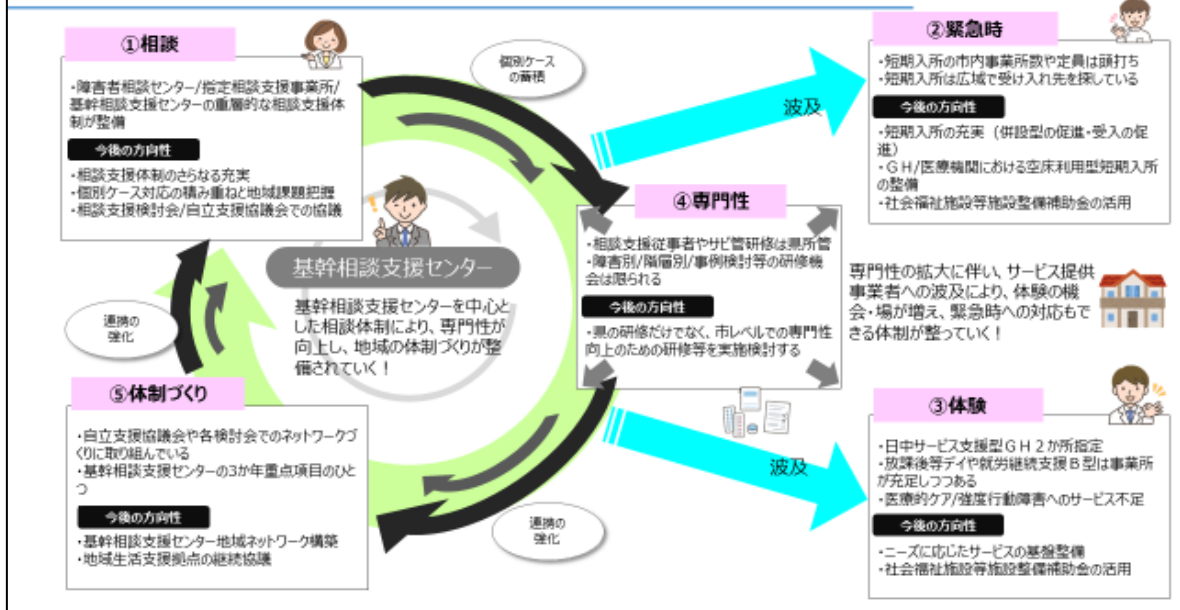
高知市の圏域を考えたとき、日頃から事業所間で利用者を通じた連携を図っているところであり、例えば人材の育成のための事例検討の開催等、専門性の向上のための取り組みを企画、実践していきます。

⑤体制づくり

相談支援体制間の連携はもちろんのこと、事業所や特別支援学校等の関係機関との連携は日常的に図られていますので、協議会と基幹相談支援センターを中心に連携を深める取り組みを継続していきます。

地域共生社会の実現の観点からは、子ども・子育て、高齢者、生活困窮者等の分野を超えた相談や地域づくりも必要となります。庁内でワーキンググループが立ち上がっており、障害分野も参画しています。障害当事者や市民とともに地域の体制づくりを推進していきます。

相談支援体制を中心とした高知市地域生活支援拠点イメージ（面的整備型）



4 地域生活支援拠点整備の進捗管理

拠点の整備状況については、次期障害者計画の指標を管理のうえ、協議会に報告、委員から提言をいただくことで、進捗管理を行っていきます。

※第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画は令和3年3月の策定予定です。

【作成担当部署】

高知市健康福祉部障がい福祉課

地域生活支援室